

令和6年

5月号

県庁前交番だより

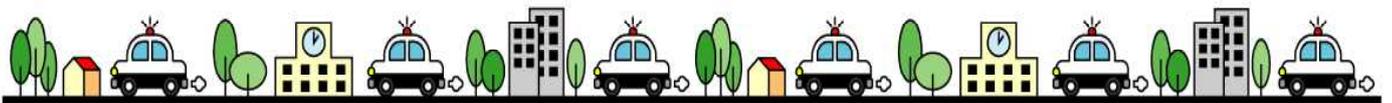
県庁前交番 625-1804

宇都宮中央警察署 623-0110

自転車の安全で適正な利用をお願いします



栃木県内では、令和5年中自転車が関係する事故は、人身事故の約4分の1を占めており、そのうち自転車側の7割強に何らかの法令違反がありました！



自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

自転車に乗るときの基本ルールを守り、安全をこころがけましょう

自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう

自転車乗用中死傷者におけるヘルメット着用状況別頭面部致命傷率の比較【令和元年～令和5年合計】



(注) 自転車乗用中死傷者に占める人身損傷主部位が「頭部」であった死者の構成率を比較したものである。

命を守る反射材を活用しましょう

自転車による危険行為は交通取締りの対象となります！

～自転車運転者講習について～

自転車運転中に危険行為を繰り返す（3年のうち2回）と、自転車運転講習の対象となります。講習の対象となり受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。



自転車を運転する際のルールを遵守し、交通事故を防ぎましょう。